

# 令和6年度

## 危機管理マニュアル②

### 危機管理（災害時対応）マニュアル

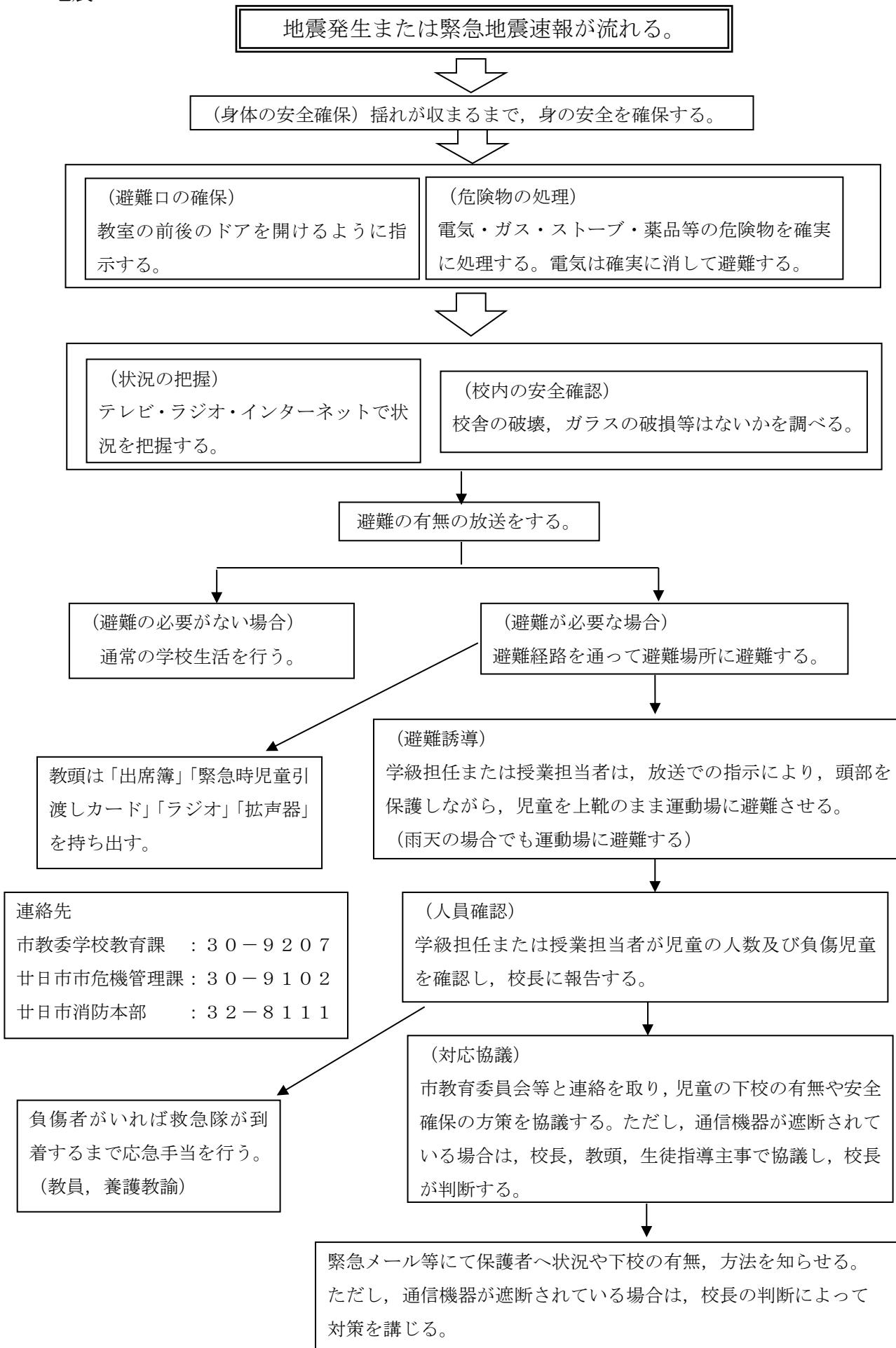
- I 地震
- II 火災
- III 大雨、台風
- IV 不審者
- V 救急患者の場合
- VI 食物アレルギー
- VII 食中毒・給食異物混入（連絡体制図）
- VIII J アラート等緊急情報発信時の場合

### 緊急時連絡機関

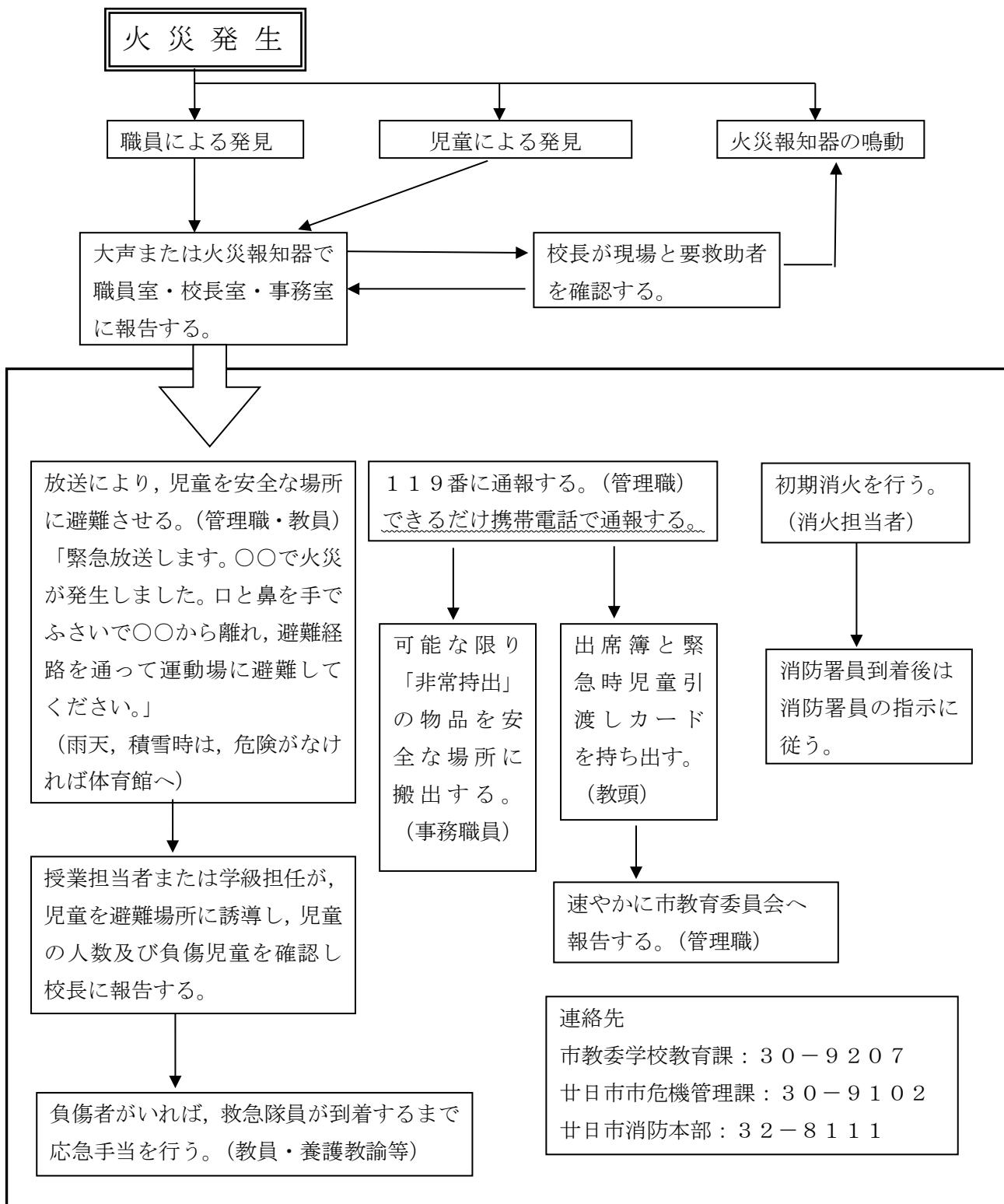
- 廿日市市教育委員会 20-0001 ■学校教育課 30-9207
- 廿日市市消防署西分署 38-4131 ■廿日市警察署 31-0110
- 阿品台交番 38-1646 ■JA広島総合病院 36-3111
- きむら内科小児科医院 39-2238
- 阿品台東小学校 39-5358

廿日市市立阿品台東小学校

## I 地震



## II 火災

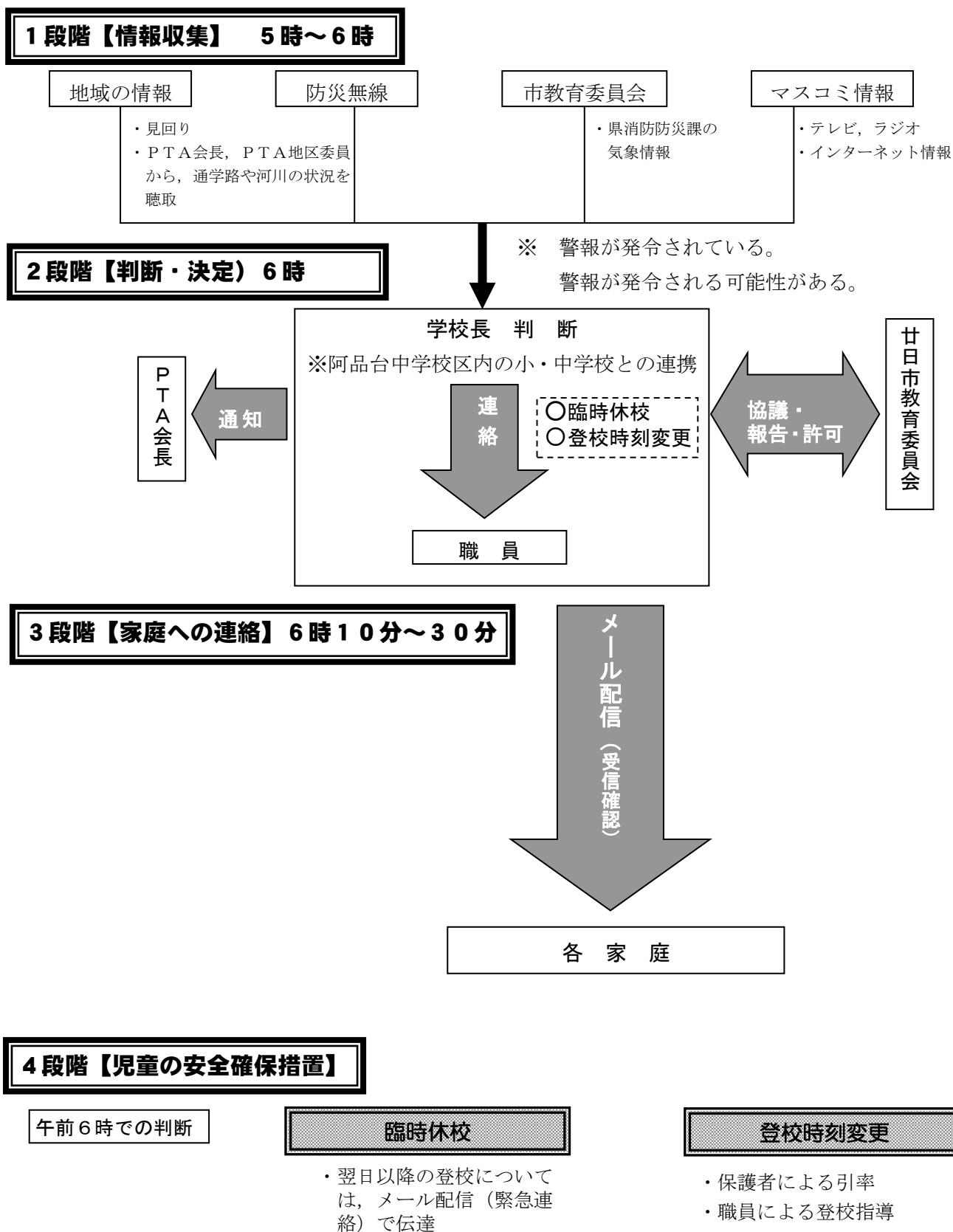


### 事後対応や措置

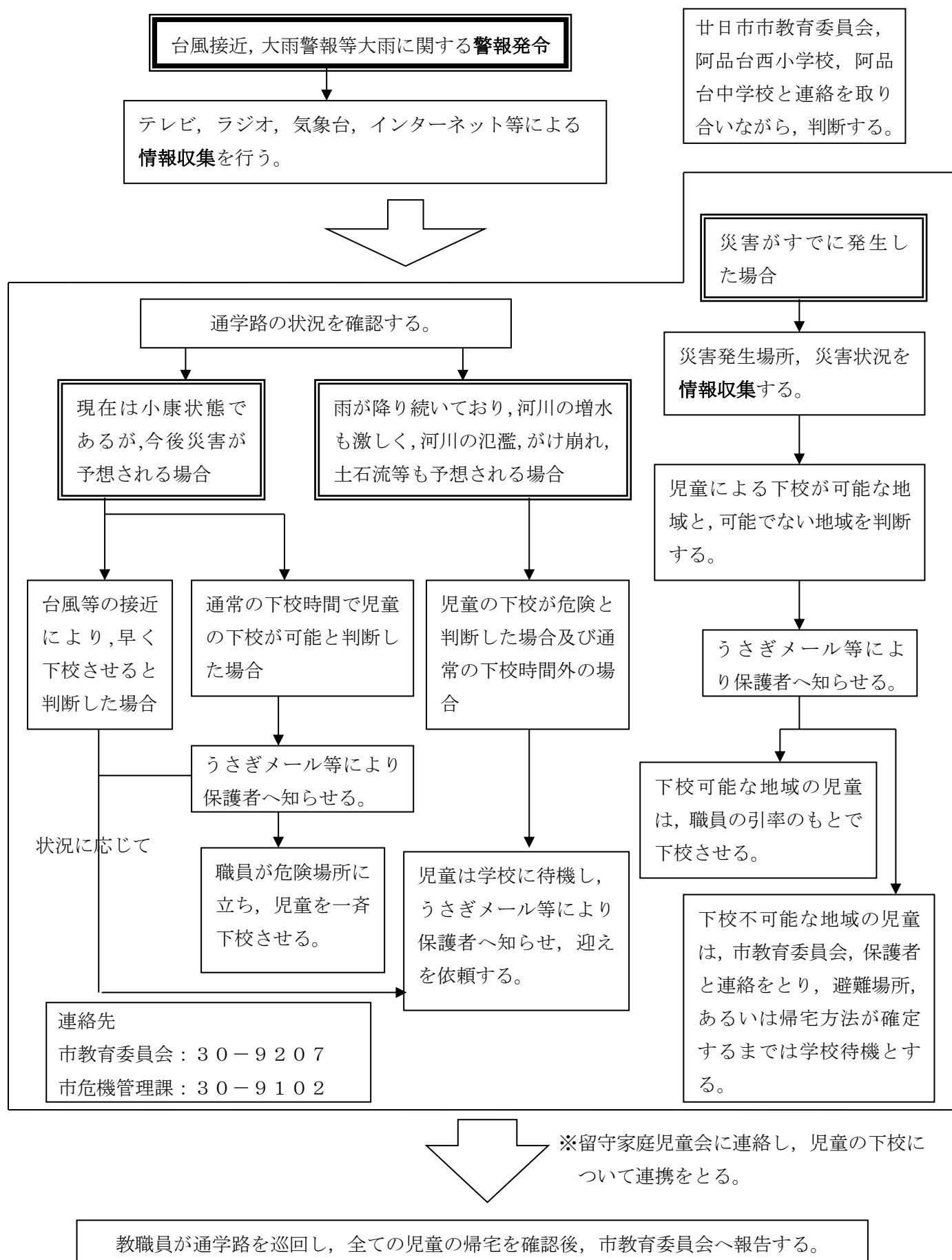
- 事態のお知らせ……文書またはメールで保護者に知らせる。
- 情報の整理と提供……校長は、当日または後日、保護者への説明を行う。
- 報告書の作成……火災への対応や児童の安全確保、保護者への説明等について市教委へ報告をする。
- 医療機関・市教委との連携……負傷児童の容態の確認、精神的ケアをする。

### III 大雨、台風

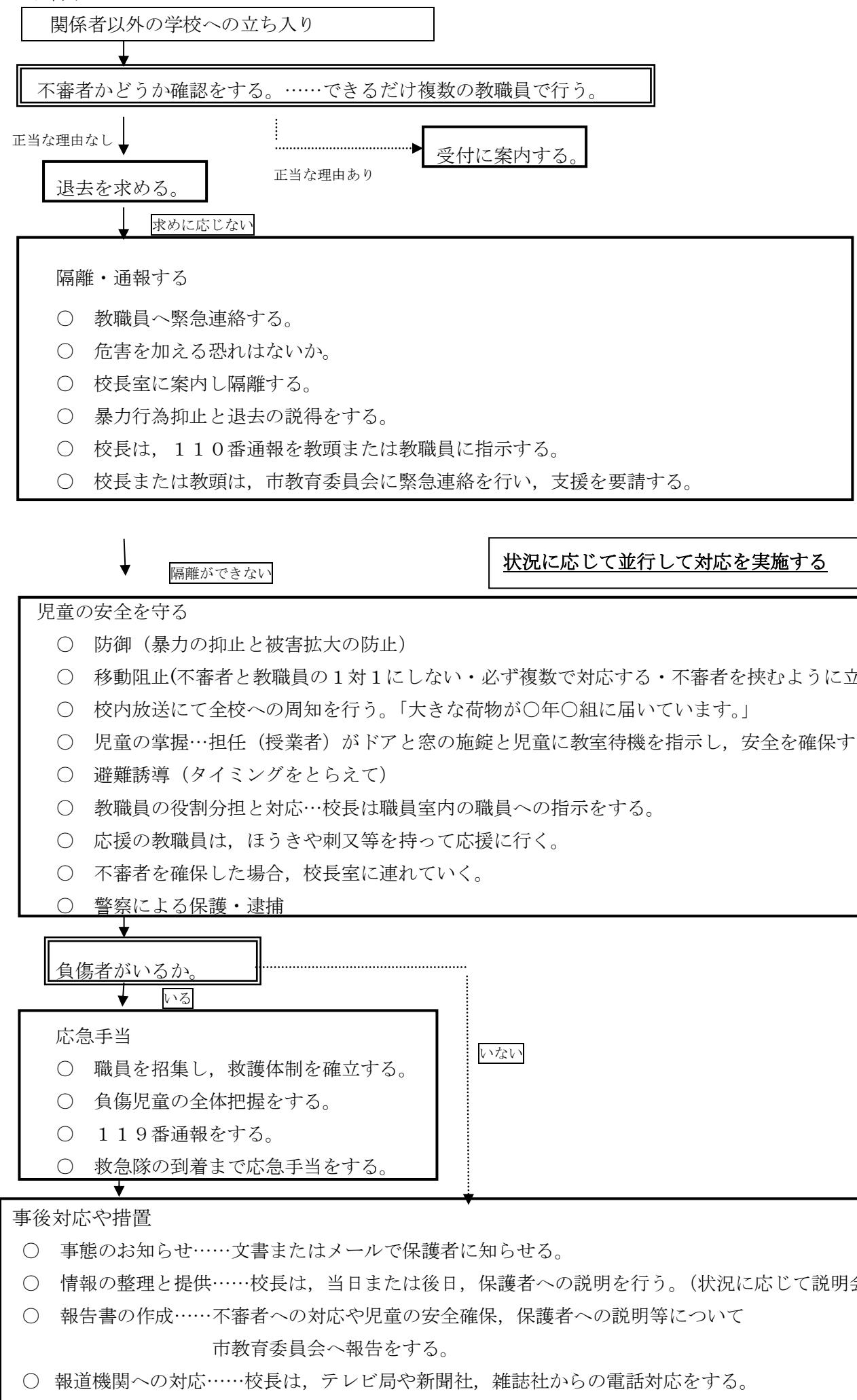
#### 登校前の場合



## 下校前の場合



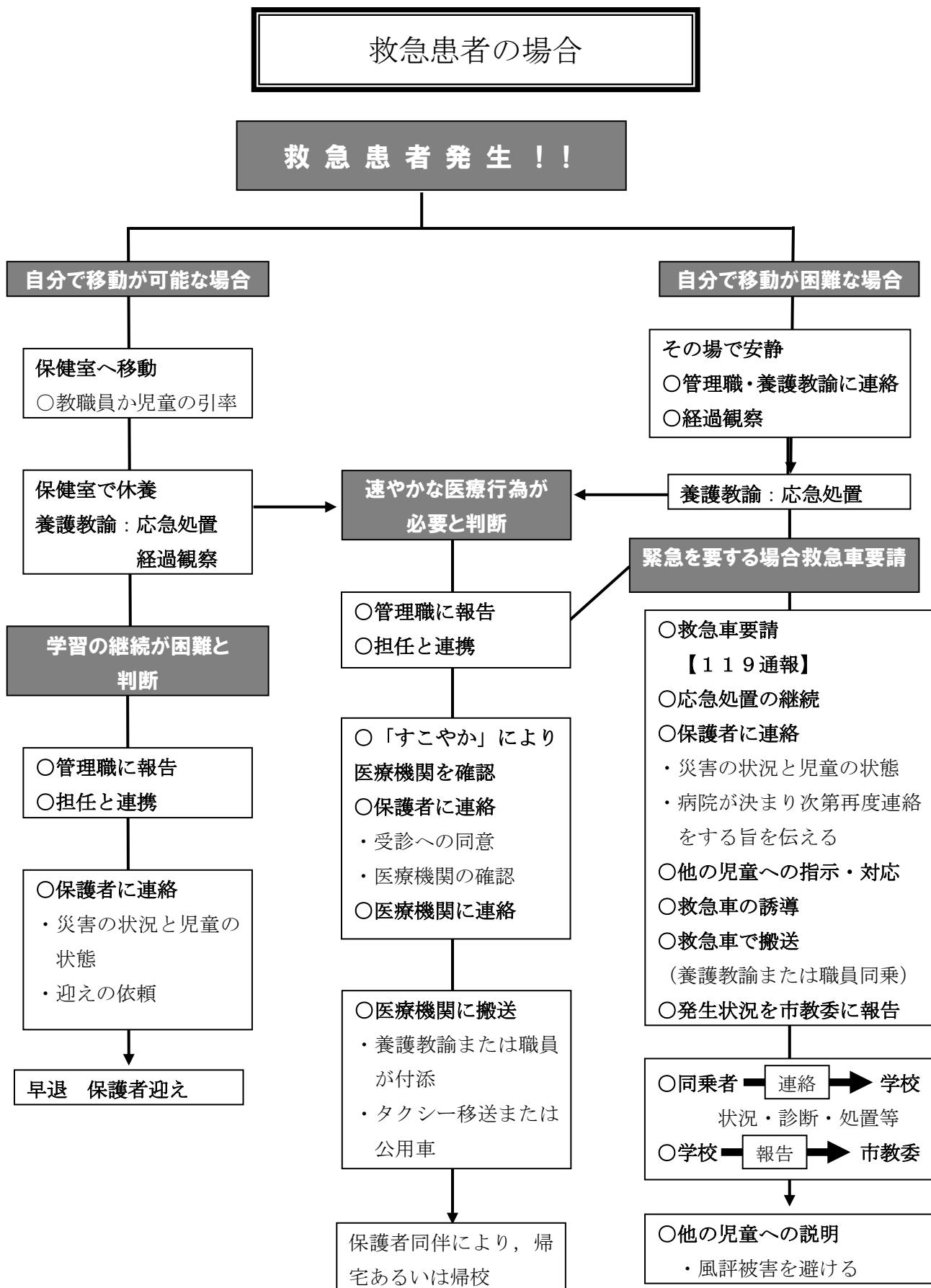
#### IV 不審者



## 「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」

段階	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理 (正門門扉閉める・西門8:30施錠) 防犯カメラ 来訪者向け案内板
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎への入口や受付の 案内・誘導・指示
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示 受付での来訪者の確認 名札の着用

## V 救急患者の場合



## VI 食物アレルギー

### (教職員の役割)

#### 【校長】

- 学校のアレルギー疾患に対する基本的な指導方針の説明と共通理解の指導
- 関係機関等との連携、関係職員との協議、対応の決定
- 教職員すべてがアレルギーに関する正しい知識をもち、情報を共有できるように、研修等を実施

#### 【教頭】

- 保護者や医療機関等の連絡、調整
- 指導体制、指導状況等の確認と、現状の把握

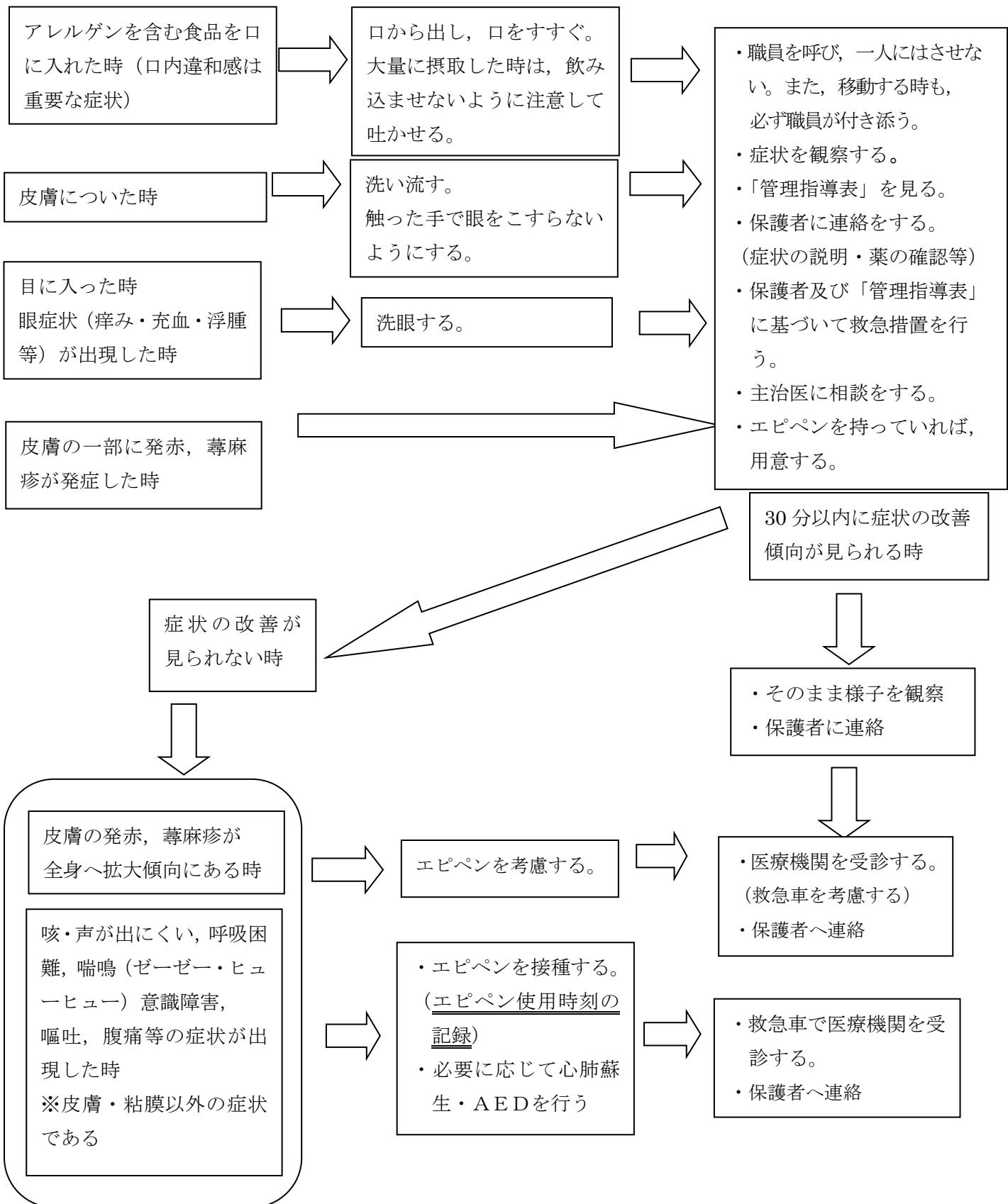
#### 【養護教諭】

- 全児童の保護者へ「アレルギー疾患調査について」の提出依頼
- 該当児童の保護者へ「学校生活管理指導表」の記入を医療機関で行っていただくよう依頼
- アレルギー対応の児童を把握し、教職員へ情報伝達
- 保護者との面談をとおし、アレルギー反応状況把握や、保護者からの要望等の確認
- 飲み薬や貼り薬等の学校への持参を許可した場合は、児童が薬を保管している場所を確認する。  
やむを得ず預かる場合は、安全に保管できる場所を十分検討し、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理・使用について周知徹底
- アレルギー反応が出た場合の具体的措置方法、及び緊急連絡先の確認と把握（保護者との面談含む）※校内関係職員との連携　　※主治医、学校医等との連携

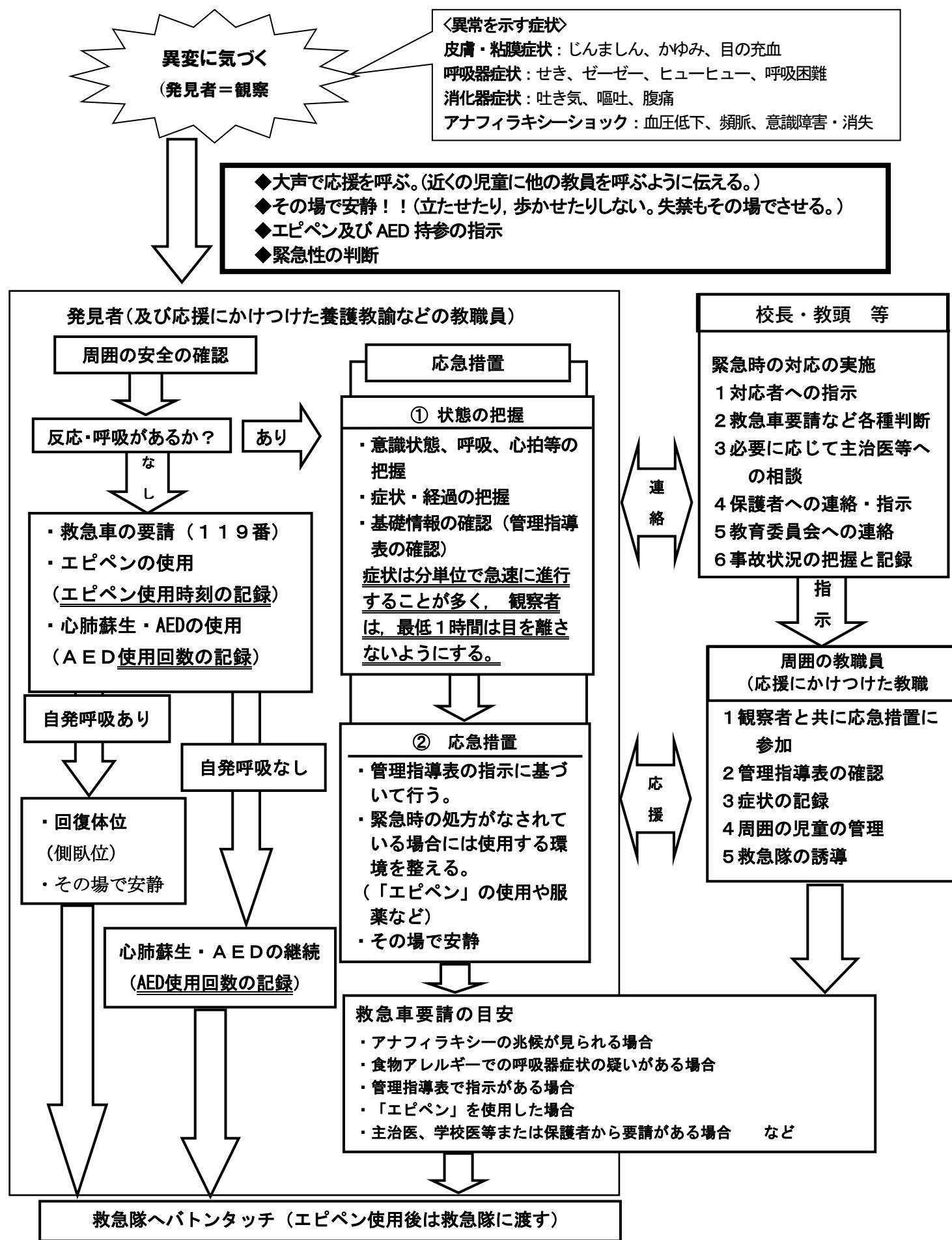
#### 【担任】

- 保護者面談を実施して、アレルギー反応状況把握や保護者からの要望等の確認
- 緊急時の対応、連絡先の確認
- アレルギー対応の児童が安全で楽しく学校生活が送れる環境づくり  
(他の児童への説明、配慮など)
- 日々の健康状況の把握、保護者との連絡、保護者からの連絡帳や手紙を関係職員へ周知連絡

## 食物アレルギーによる症状への対応

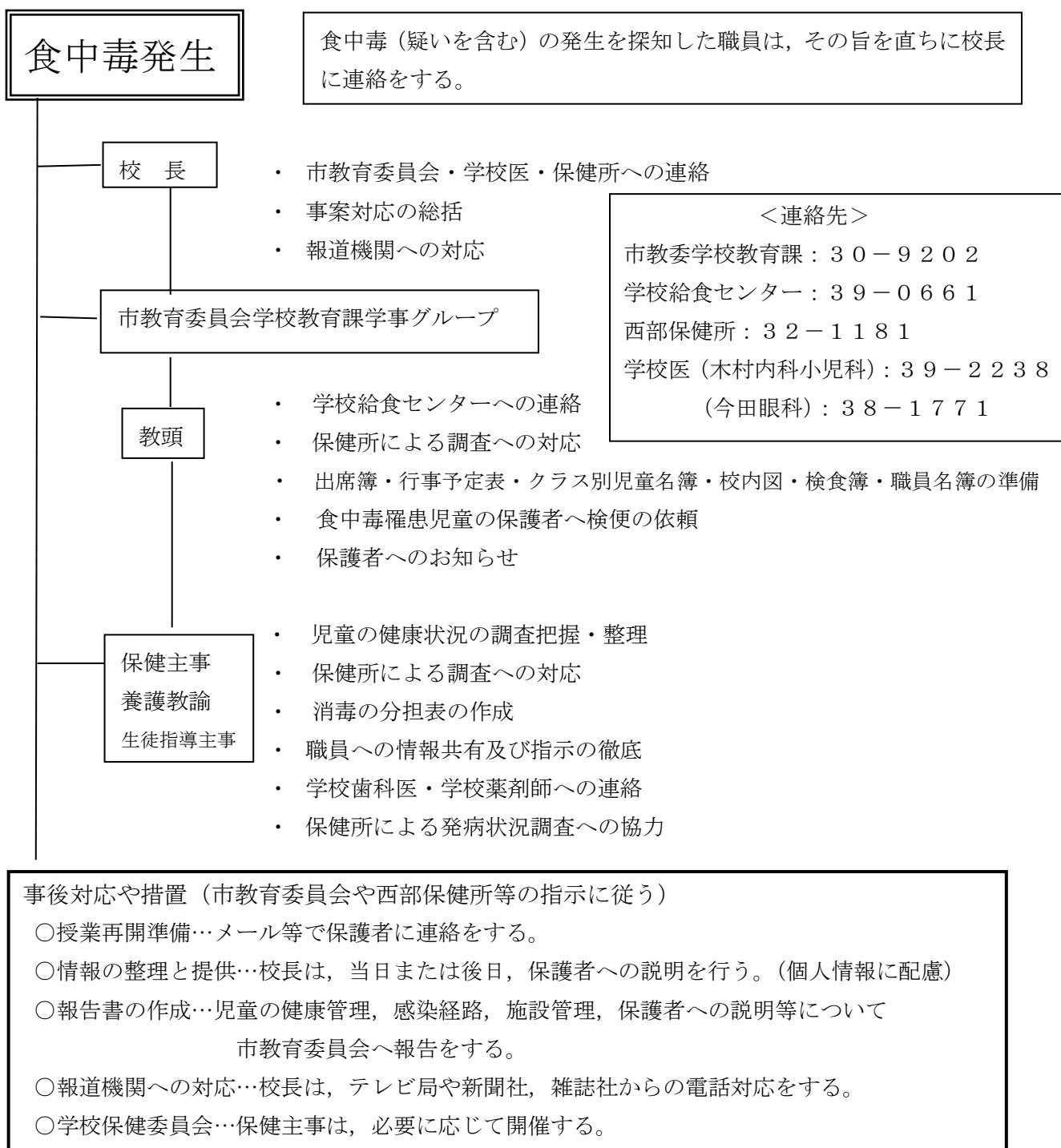


## アナフィラキシー発症時の対応マニュアル



## VII 食中毒・給食異物混入（連絡体制図）

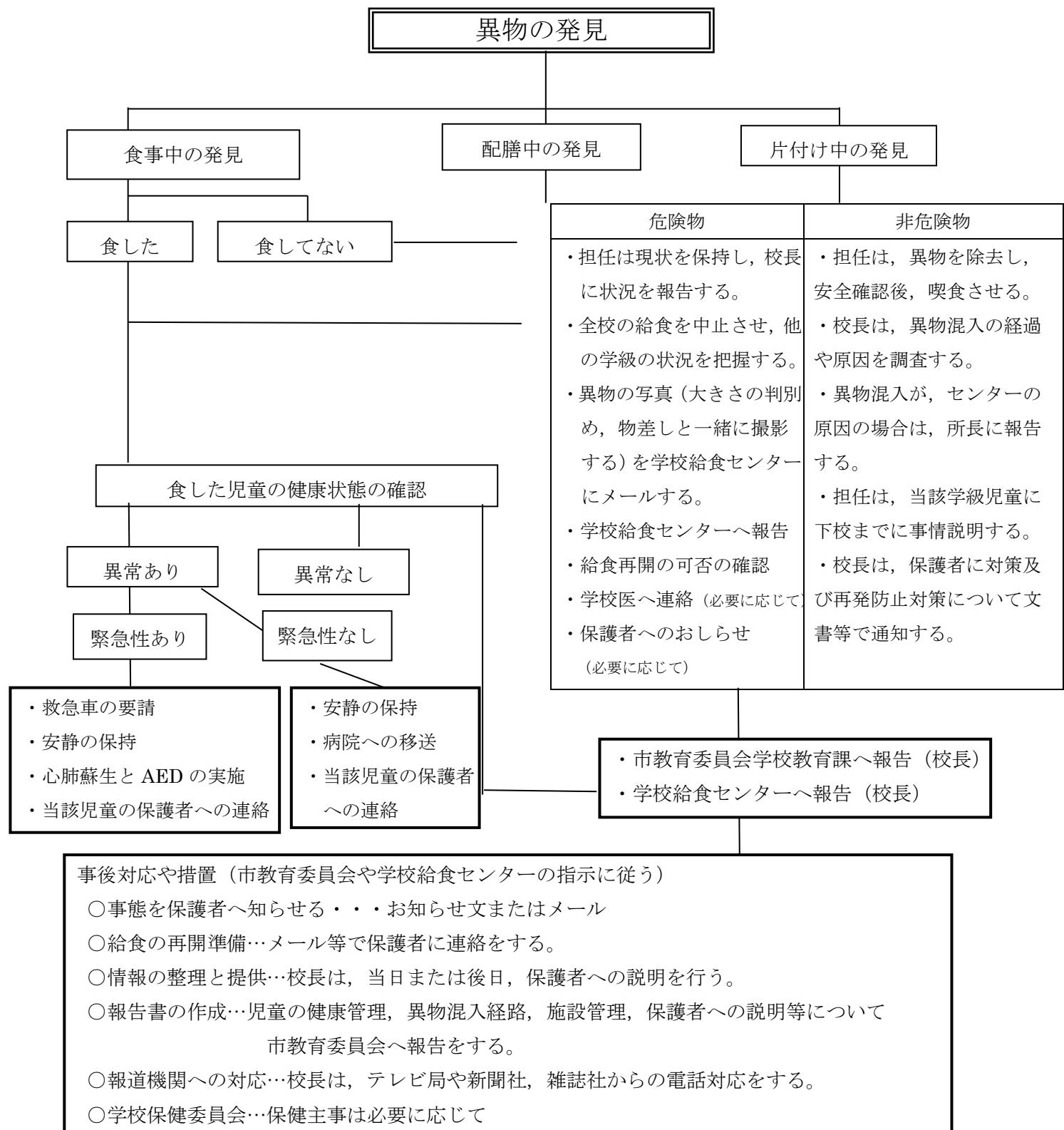
対応体制：食中毒発生の場合においては、次の体制において速やかに対応する。



### 早期発見体制の整備

- 日々の児童の健康観察において異常の発見に努め、把握・整理する。
- 出席者・欠席者のうち症状を呈している児童があるときは、速やかに主治医の診断を受けるよう指導し、主治医の指導により必要な措置を講じる。

対応体制：給食への異物混入が発生した場合においては、次の体制において速やかに対応する。



連絡先

市教委学校教育課学事グループ：30-9202

給食センター：39-0661

学校医（木村内科小児科）：39-2238（今田眼科）38-1771

## VIII Jアラート等緊急情報発信時の場合

登校前 (時間は問わない)	登下校の途中	在校中
<b>Jアラートを活用した緊急情報が発信された</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅待機する。(外に出ず、窓から離れて)</li><li>・学校から緊急メールなどで、今後の対応(臨時休校、登校時間の変更等)について、緊急メール等で知らせる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・近くの建物や地下などに避難する。</li><li>・近くに適当な建物がない場合は、物陰に隠れて身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。</li><li>・周りの安全が確認できたら、学校又は自宅の近い方へ移動する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・直ぐに校舎内、教室に避難し、窓ガラス等から離れて座り、安全を確保する。</li><li>・今後危険がないと判断された場合は、通常通りの生活を送る</li></ul>
(状況の把握と対応)		
<p>テレビ・ラジオ・インターネットで状況を把握する。 市役所・市教育委員会等からの指示があればそれに従う。 阿品台西小学校、阿品台中学校と連絡を取り合いながら、判断する。 PTA会長、児童会、コミュニティ地域安全協議会と連携する。</p>		
<b>【自宅待機後の対応】</b> 臨時休校、登校時間の変更等)については、安全面等の状況を確認後、学校から緊急にメール等で知らせる。	<b>【児童の所在確認】</b> 学校は、全ての児童の所在を確認後、安全な場所に集めるとともに、市教育委員会へ報告する。	<b>【下校の対応】</b> 安全面等の情報を確認後、学校から保護者に緊急メール等で知らせる。 (下校方法・時刻、学校待機、保護者迎え等) ※本マニュアル「登校後の水害発生時の対応」と同様に対応する。

連絡先	
市教委学校教育課	: 30-9207
廿日市市危機管理課	: 30-9102
廿日市消防本部	: 32-8111
阿品台交番	: 38-1646
地域安全協議会	: 38-1638
児童会	: 39-1518